

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市市中区山下町二二一番地七、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目六番地の一エクスレント立川プレミア二二六

被相続人 亡 石井 禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

東京都八王子市子安町三丁目七番二号パインハイムひだまり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池田 匡和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区北千束三丁目四三五番地、最後の住所東京都大田区北千束三丁目八番一四号

被相続人 亡 大島 仁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

事務所東京都文京区関口一四四一五杉山ビル二〇二号室 奥田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奥田 大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所東京都日野市大字日野五九六番地の一ハイツスバル谷二一〇

被相続人 亡 田中京子こと 張 京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

事務所東京都港区新橋二一〇一五新橋駅前ビル一五館五階藤光・鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曾於市大隅町岩川五六四番地、最後の住所神奈川県秦野市横野七十一番地の五

被相続人 亡 小濱 健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

神奈川県秦野市今川町二一五 リバーサイド小泉二〇三号 丹沢法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古谷 泰宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宜野湾市野嵩三丁目一四八八番地、最後の住所川崎市川崎区渡田三丁目一五番一三三斎川マンション二〇三

被相続人 亡 奥間 秀政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三三号大幸ビル四〇三三三室川崎さくら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 谷貝 弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市八幡町相生三三五番地、最後の住所岐阜県美濃市立花一一五五番地五

被相続人 亡 村瀬 隆史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

事務所静岡県浜松市中央区中央一丁目一六番九号シュテルンパウ東田町三B 本郷・福手法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本郷 謙史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市吉永二〇七〇番地一、最後の住所静岡県静岡市清水区興津中町一一三四番地の二

被相続人 亡 鈴木 慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

静岡県葵区馬場町四三一 静岡法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上野 哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区大和大路通四条上る常盤町一七六番地二、最後の住所京都市東山区大和大路通四条上る常盤町一七六番地の二

被相続人 亡 加藤千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

京都市中京区麩屋町通丸太町下る舟屋町四〇七 長栄ビル五階 植松・鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 治一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区難波三丁目二九番地一、最後の住所大阪府天王寺区生玉町一番二九号

被相続人 亡 笹村 正茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

大阪府大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル三階

相続財産清算人 弁護士 石埜 太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市新町四四〇番地、最後の住所大阪府東大阪市新町一〇番二一〇番地

被相続人 亡 竹谷 一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

大阪府北区西天満三丁目一三番九号西天満パークビル四号館六階

相続財産清算人 弁護士 奥村 昌裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区毛馬町二丁目一五番地、最後の住所大阪府四條畷市美田町一番一八号

被相続人 亡 中條 清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

大阪府北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三三三館五階

相続財産清算人 弁護士 室永 佳宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区向陵東町二二一〇番地、最後の住所大阪府堺市堺区田出井町一番六一一三〇三三 被相続人 亡 山村祥司郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十五日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地の一ポルタス・センタービル七階

相続財産清算人 弁護士 土生 康晴

第34期決算公告

令和8年6月11日 株式会社オオタ陸運

代表取締役 横田 健

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

目		金	額(千円)
資産の部	流動資産	221,532	
	固定資産	895,619	
	資産合計	1,117,151	
負債及び純資産の部	流動負債	251,167	
	固定負債	132,424	
	負債合計	733,559	
	資本	50,000	
	剰余金	878,550	
	利益剰余金	5,000	
	準備金	873,550	
	その他の利益剰余金	(6,392)	
	自己株式	△194,990	
	負債・純資産合計	1,117,151	